

## 生活保護決定通知の 内容が「わからん」 それなのに、「不服があれば県に審査請求を」と



北九州市議会に陳情する生健会北九州ブロック協議会のみなさん（左手前は波田千賀子議長）

生活保護費の支給や返還時の金額決定通知書には内訳が示されていません。一方、生活保護利用者が費用などを申請するときは見積書や領収書などの書面が不十分な場合、給付はされません。

通知書には、小さな字で「この決定に不服がある場合は、3ヶ月以内に知事に審査請求をすることができます」と書いていますが内訳が分からないため、不服の有無を確認することすらできません。

生健会北九州ブロックは、これらの改善を求めて9月12日、北九州市議会に陳情しました。市議会審査は10/16(未定)の可能性がります。

えっふん

## 他国への憎悪や差別をあおる報道をやめよう

国籍や民族などの属性を一括りにして「病気」や「犯罪者」といったレッテルを貼る差別主義者に手を貸すのはもうやめよう。これは、日本新聞労働組合連合会が出した声明の見出しです。

最近のテレビや新聞、雑誌は異常です。そんな中での新聞労連の声明に感動しました。

声明にはテレビで大学教授が「路上で日本人の女性観光客を襲うなんていうのは、世界で韓国しかありませんよ」と発言した。他の出演者が注意したにもかかわらず、韓国に「反日」のレッテルを貼りながら「日本男子も韓国女性が入ってきたら暴行しないといかん」などと訴える姿が放映され続けた。憎悪や犯罪を助長した番組の映像はいまなお、ネット上で拡散されているとも書いています。

先日エレベーターで乗り合わせた方に「台風はいやですね」と声をかけたら、「台風が韓国

や北朝鮮に行けばいいのに」と、ごく自然に答えが返ってきて「エッ！」と思いました。

声明は「国益」や「ナショナリズム」が幅をきかせ、真実を伝える報道が封じられた末に、悲惨な結果を招いた戦前の過ちを繰り返してはならない。そして、時流に抗うどころか、商業主義でナショナリズムをあおり立てていった報道の罪を忘れてはならない。

今こそ、「嫌韓」あおり報道と決別しよう。報道機関の中には、時流に抗い、倫理観や責任感を持って報道しようと努力している人がいる。新聞労連はそうした仲間を全力で応援する。と言い切っています。このような労働組合に心からの敬意を表します。



## 幼児教育・保育の「無償化」(自己負担や財源などの問題も)

施設	対象	無償化の内容
幼稚園 認可保育所 認定こども園	3~5歳児	利用料(幼稚園は満3歳からで月2万5700円が上限)
	0~2歳児 (幼稚園を除く)	利用料(住民税非課税世帯に限る)
幼稚園の預かり保育	3~5歳児	月1万1300円までの利用料
	満3歳児	住民税非課税世帯に限り 月1万6300円までの利用料
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	3~5歳児	月3万7000円までの利用料
	0~2歳児	住民税非課税世帯に限り 月4万2000円までの利用料

10月から3歳~5歳児の幼稚園・保育所認定こども園などを利用する未就学児の利用料が無償化されます。住民税非課税世帯の0歳~2歳児の未就学児も対象になります。

送迎費、食材料費などはこれまで通り保護者の負担です。  
＜問い合わせ先＞  
幼稚園・認定こども園：582-2550  
保育所・認可外保育所：582-2412  
(「市政だより」より)

●保護者の就労、親の介護など「保育の必要性」の認定が必要  
●幼稚園の預かり保育は日額上限あり



裏面も見て下さい!

- ①合同班会議のご案内
- ②署名用紙を掲載

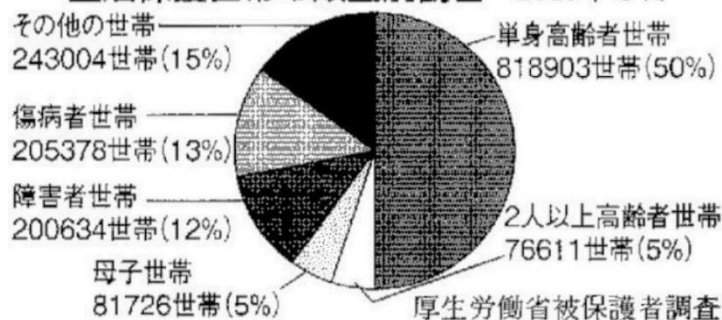
## 「署名」へのご協力をお願いします

＝裏面に「通知書改善署名」用紙を掲載＝

- ①最寄りの小倉生健会の関係者へ。
- ②八記博春に郵送又は電話をいただければ取りに伺います。携帯電話：090-1361-0876  
〒803-0816 小倉北区金田1-3-32-308 fax093-571-7567。メールでもOKです。

## 生活保護利用者の半数は「単身の高齢者」

生活保護世帯の類型別割合 2019年6月



生活保護利用者の半数は単身の高齢者です。理由は簡単です。国民年金を満額掛けていても受けとる年金の月額が6万5千円。これでは生活保護を利用しないと生きていけません。

しかし、生活保護に対するバッシングが強く、生活保護が利用できるのに利用していない方は8割もいます。

グラフが目立つのは、母子世帯の少なさです。生健会も、改善を求めています。大きな課題です。

小倉生健会  
**生活と健康を守る**  
一人はみんなのために、みんなは一人のために

# おさぞい

## 小倉生健会

### 「料理を作って、食べて、語る交流会」

#### 《今回の合同班会議は》

- ①単身者の方にとって料理作りはおっくうになりがちです。  
みんなで、見よう見まねで料理を作り、みんなで食べながら大いに語り合しましょう。
- ②材料の買い出しも、魚屋・八百屋さんをしていた会員さんが目利きをします。
- ③日ごろから感じている思い、疑問、相談、怒り、なやみなどを持ち寄り交流しましょう。

**小倉生健会の会員、賛助会員、読者会員、会員でない方、  
生健会に関心がある方もない方も大歓迎です。**  
(事前にご連絡いただければありがたいです)



**日時：11月2日(土) 11時～14時**  
**場所：生涯学習センター（小倉北警察署となり）**  
 小倉北区大門一丁目6番43号(2階調理室)  
**参加費：無料**（生健会財政から負担します）  
 参加申し込み：  
 八記：090-1361-0876 毛利：090-9476-3624  
 酒井：090-6423-8633 田中：090-9598-5583

#### ＜小倉生健会とは＞

正式名称は、全生連 小倉生活と健康を守る会（略称：小倉生健会）です。  
 小倉北区と小倉南区の生健会です。  
 生健会は、1954年に誕生した団体で、今年で65年になります。一人ひとりの願いや要求をみんなの力を合わせて実現していくのが「生活と健康を守る会」です。  
 暮らしに必要な制度を活用し、みんなの声を聞いて改善したり、新しい制度をつくる運動にとりくんでいます。楽しいことや助け合いのとりのくみもしています。  
 生活と健康を守る会は、政党や宗教、考え方のちがいににかかわらず、一致する要求で手をつなぎます。生きる権利と平和を守り、誰もが人間らしく暮らすことのできる社会と政治にするために、あなたもぜひ入会して、一緒に運動しませんか。



生活保護にかかる「変更決定通知書」は内容が分かるものに改善するとともに、「返還」や「戻入」などの事務処理を迅速に行うことを求める陳情

北九州市議会議員 村上 幸一 様

#### 【趣旨】

今年度から「生活保護変更決定通知書」が大幅に改善されたことを高く評価しております。しかし、変更後もなお、各金額の内訳は分かりにくいままになっています。特に、「就労外収入」「その他の控除」「追給額」「本人負担額」等、「保護の変更理由」に内訳・金額等が示されていないため、その金額の根拠が分からないものになっています。

生活保護利用者が一時扶助費等を申請するときは、見積書、請求書、明細書、領収書等の書面での金額や理由が求められ、書面が不十分な場合は給付が行われません。ところが「変更決定通知書」等は、結論だけしか記載されていません。そのため、有無をいわずお金を取り上げられている感覚しかありません。

「変更決定通知書」等には「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対し審査請求をすることができます」と、書いてあります。しかし、この「変更決定通知書」では不服があるのか無いのかすら、確認するすべがありません。

家族人員の減少や入院等による生活保護費の「過払い」が生じた場合、「戻入」の決定が出されるのに3か月もかかることがあります。年金の開始、就労、相続や事故の解決金、慰謝料などに伴う収入があった時の「収入認定」が行われる場合も同様です。そのため「使ってしまった」「保護費がゼロ円になるとは知らなかった」等のトラブルも少なくありません。

「使ってしまった」などのトラブルを防止するために、これらの制度のしくみを事前に分かりやすく説明する等の方策を具体化し徹底することが必要です。

「収入認定」「戻入」（保護費からの天引き）等の取り扱いを行う場合には、生活保護利用者が生活できるように「過払い」や「収入認定」を迅速・的確に行うとともに、各月のその世帯の扶助基準を大きく下回ることがないようにしなくてはなりません。そのために下記の項目について陳情いたします。

#### 【陳情項目】

1. 「生活保護変更決定通知書」等は、生活保護利用者が各金額と理由や経過を確認できる書面にしてください。
2. 生活保護費の「過払い」や「収入認定」の事務処理を迅速に行い、最低生活費の中からの「返還」や「戻入」が生じないようにしてください。

氏名	住 所

【連絡先】生活と健康を守る会北九州ブロック協議会議員・波田千賀子／電話・ファクス：093-391-7380

キ  
リ  
ト  
リ  
線